

# 令和5年度第1回大阪府泉州二次医療圏保健医療協議会 議事概要

日時: 令和5年7月13日(木)午後2時から午後3時30分

開催方法: WEB 開催

出席委員: 39名

(委員定数 45名、定足数 23名であるため有効に成立)

武本委員、泉谷委員、矢田委員、久禮委員、市川委員、石本委員、上嶋委員、柳田委員、泉本委員、林委員、若松委員、辻内委員、北野委員、平松委員、杉浦委員、道明委員、八田委員、松岡委員、藤本委員、鹿島委員、亀山委員、河崎委員、岩本委員、山原委員、上野委員、松田委員、嶋坂委員、雪本委員、森本委員、藤原委員、石坂委員、山本委員、塔筋委員、熊田委員、竹中委員、泉元委員、石川委員、赤阪委員、松井委員

## ■議題1 第8次大阪府医療計画策定に向けた考え方について

資料に基づき、大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課から説明

【資料1】第8次大阪府医療計画の策定に向けた基本的考え方[第57回大阪府医療審議会資料]

【資料2】第8次大阪府医療計画 目次(案)[第57回大阪府医療審議会資料]

【資料3】第8次大阪府医療計画における医療圏について

【参考資料1】(厚労省通知)第8次医療計画作成に係る厚生労働省通知等について

【参考資料2】(厚労省資料)6事業目(新興感染症)について

【資料4】第8次大阪府医療計画 策定スケジュール(令和5年度)[第57回大阪府医療審議会資料]

(意見・質問等)

○特になし

## ■議題2 紹介受診重点医療機関の選定について

資料に基づき、大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課、大阪府泉佐野保健所、大阪府和泉保健所から説明

【資料5】紹介受診重点医療機関の選定について

【資料6】泉州二次医療圏 令和4年度外来機能報告の結果について

【資料7】泉州二次医療圏紹介受診重点医療機関の候補等リスト

【参考資料3】(厚労省通知)都道府県における今後の外来機能報告制度の運用等について

【参考資料4】(厚労省リーフレット)紹介受診重点医療機関

【参考資料5】(厚労省)紹介受診重点医療機関に係る診療報酬

(質問)

○医療資源を重点的に活用する外来の件数に MRI や CT の検査で紹介受診した場合は入るのか。

**(大阪府の回答)**

○資料5の 18 ページに記載の通り、「医療資源を重点的に活用する外来患者」として紹介受診重点外来の算定項目に当てはまる。

**<協議結果>**

・紹介受診重点外来の基準を満たし、紹介受診重点医療機関への意向がある7医療機関を紹介受診重点医療機関として選定することとなった。

**■議題3 在宅医療について**

資料に基づき、大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課から説明

**【資料8】 第8次大阪府医療計画(在宅医療分野)策定に向けた今後の進め方**

**(質問)**

○泉州圏域で積極的役割を担う医療機関についてどれくらいの数の機関を設置する想定か。

**(大阪府の回答)**

○国の想定によると在宅医療の圏域に一つ以上の積極的役割を担う医療機関を設定することとなっている。大阪府として積極的役割を担う医療機関は機能強化型在宅療養支援診療所及び機能強化型在宅療養支援病院を想定しているが、地域の実情に合わせて設置することになるため、大阪府として具体的な数を示すことは難しい。

**(質問)**

○積極的役割を担う医療機関は機能強化型在宅療養支援診療所及び機能強化型在宅療養支援病院で既に取り組みされている内容が指定の要件となっているようだが違いはあるのか。

**(大阪府の回答)**

○積極的医療機関を医療計画に明示することによって、地域での役割を明確化している。

**(質問)**

○24 時間対応可能な在宅医療の体制というのは難しいのではないか。

**(大阪府の回答)**

○機能強化型在宅療養支援診療所及び機能強化型在宅療養支援病院は 24 時間対応が指定要件であるため対応は可能と考えている。なお、24 時間対応が可能な体制を構築することが求められているが、一つの医療機関で対応することが困難である場合は、他の医療機関の紹介をする等、複数の医療機関で連携していただきたい。

**(質問)**

○独居高齢者の 24 時間対応を、多職種だけで担うのは困難であるが、どのように想定しているのか。

**(大阪府の回答)**

○在宅医療については、訪問看護師との連携が必要である。地域でどのように取り組むのかは今後の課題である。

**(質問)**

○積極的役割を担う医療機関となった際、診療情報のない患者を受け入れることは困難ではないか。

**(大阪府の回答)**

○御指摘のとおり、地域で事前の情報共有をどのように行うかを今後検討していかなければならない。

**(質問)**

○積極的役割を担う医療機関となつて対応した際、診療報酬はつづのか。

**(大阪府の回答)**

○国に照会をしているが、現時点では、ないと聞いている。

**(質問)**

○24 時間対応ができない場合にはどのような責任が生じるのか。

**(大阪府の回答)**

○相談を受けた際に対応できない状況であれば、対応できる機関等を紹介していただきたい。